

○環境省令第 号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

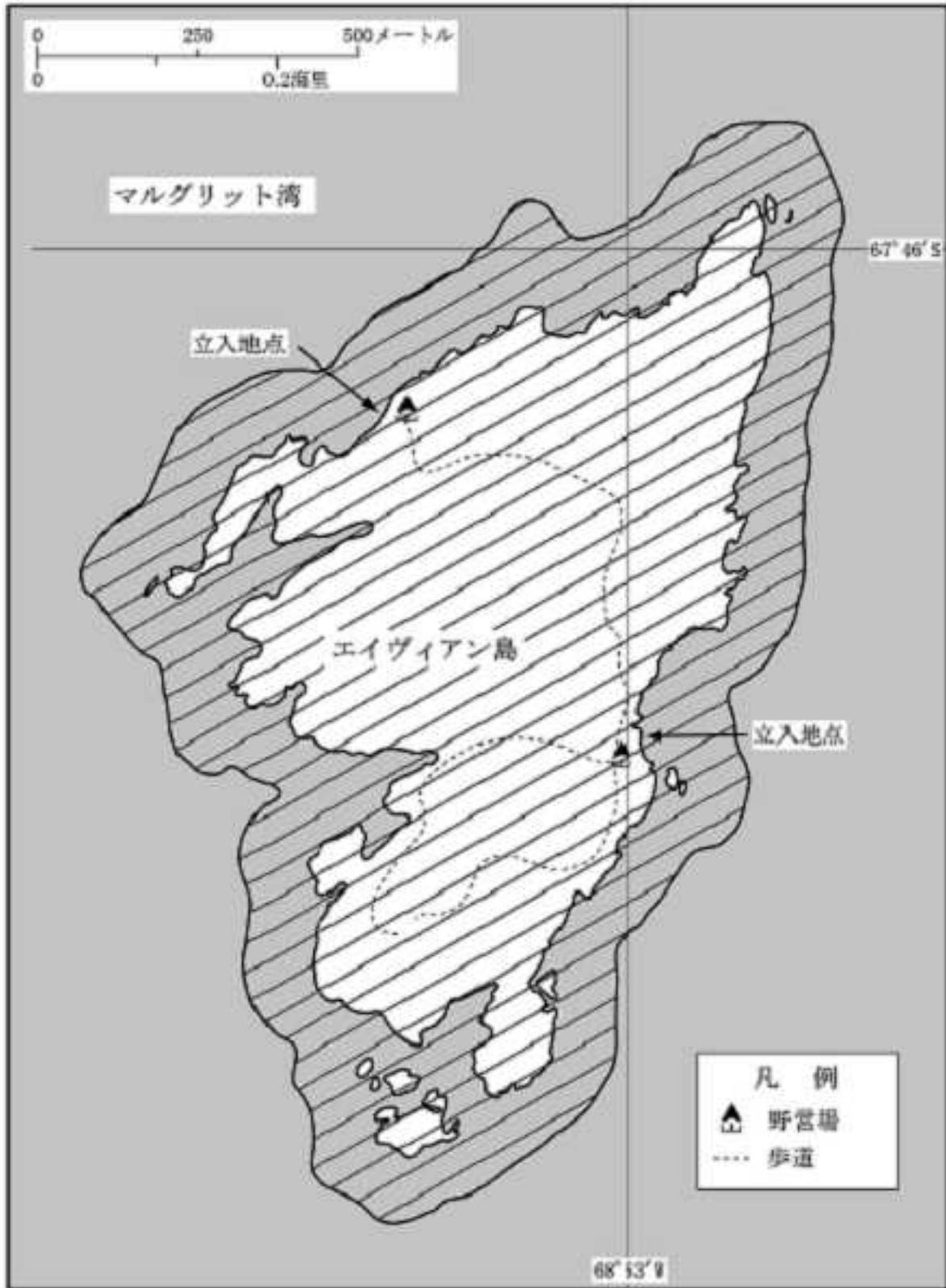
環境大臣 石原 伸晃

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

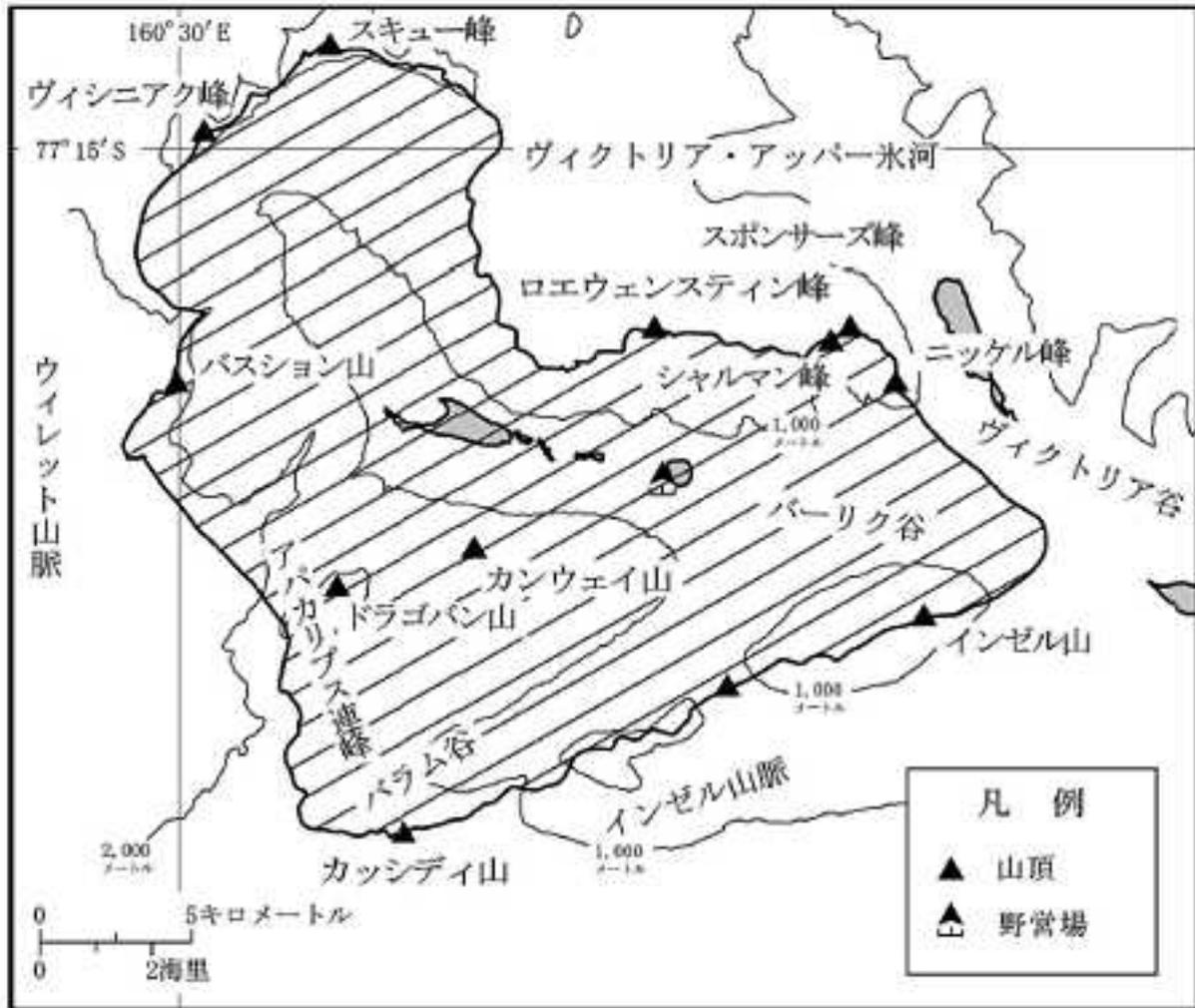
別記第十七南極特別保護地区の地図を次のように改める。

(地図)



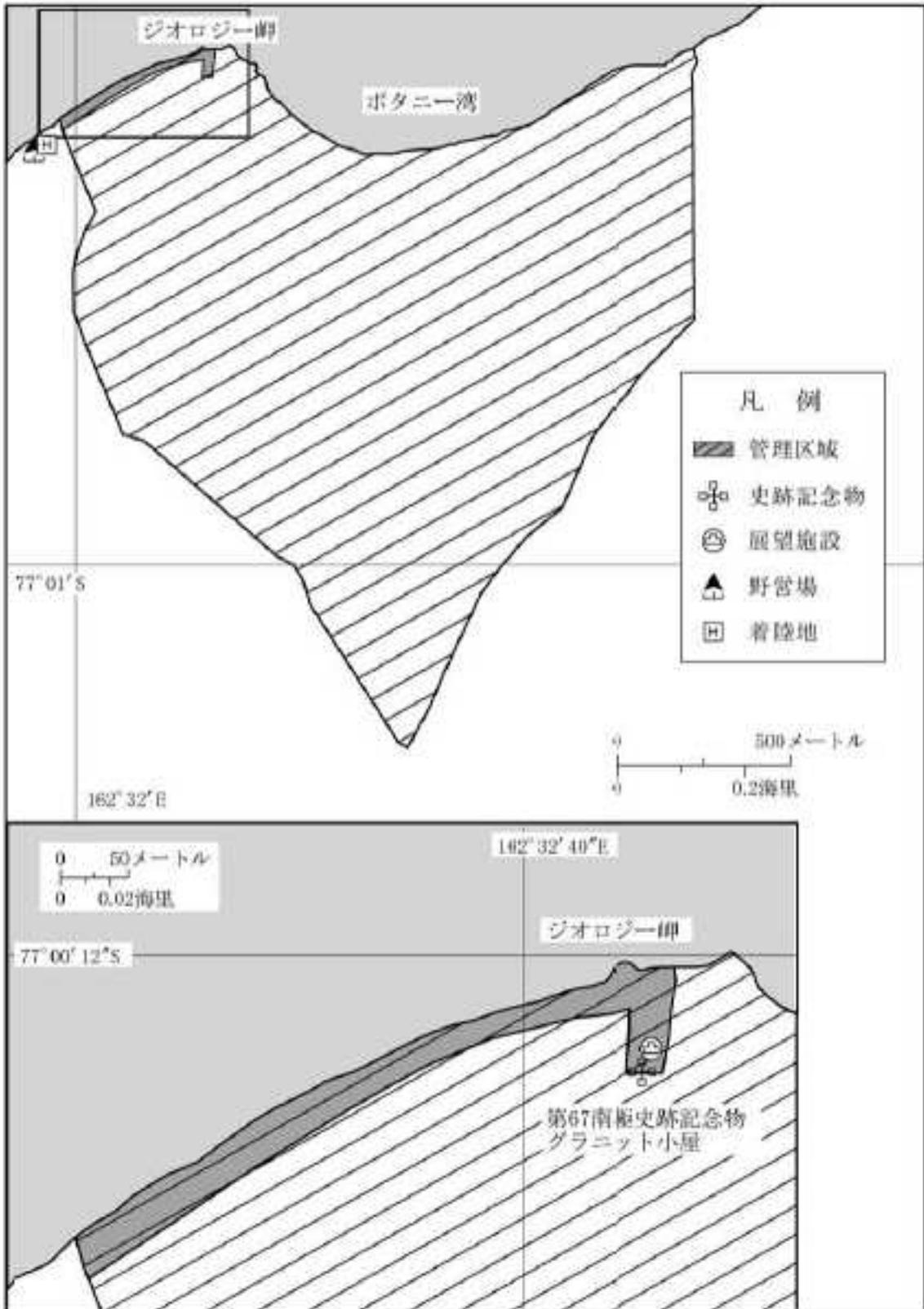
別記第二十三南極特別保護地区中「南緯77度23分51秒東経161度30分」及び「南緯77度23分30秒東経161度30分44秒」並びに「南緯77度19分8秒東経160度29分21秒」及び「南緯77度19分18秒東経160度29分23秒」並びに「南緯77度13分22秒東経160度41分36秒」及び「南緯77度13分10秒東経160度42分4秒」並びに「南緯77度18分東経161度24分」及び「南緯77度18分12秒東経161度24分24秒」並びに「南緯77度19分11秒東経161度28分」及び「南緯77度19分13秒東経161度25分15秒」に定める地図を次のように定める。

(地 図)



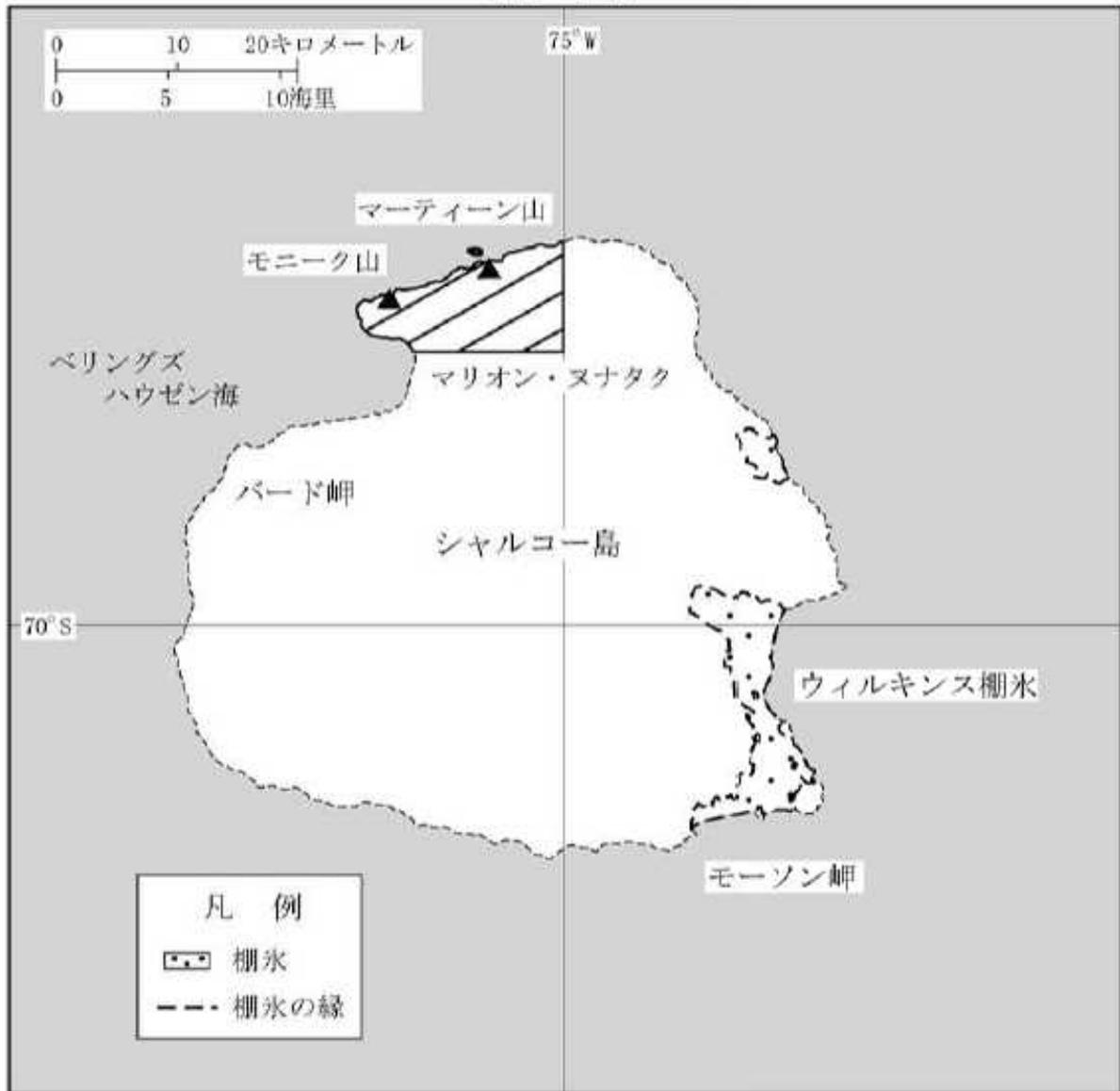
別記第五十四南極特別保護地区中「東に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒」や「東に進み、南緯77度12秒東経162度36分12秒」及び「東経162度36分10秒の経度線」や「同地点と南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点を結ぶ直線」に改め、地図を次のように改める。

(地図)



別記第七十南極特別保護地区中「~~図~~」の下に「~~図~~」を加え、地図を次のように改める。

(地図)



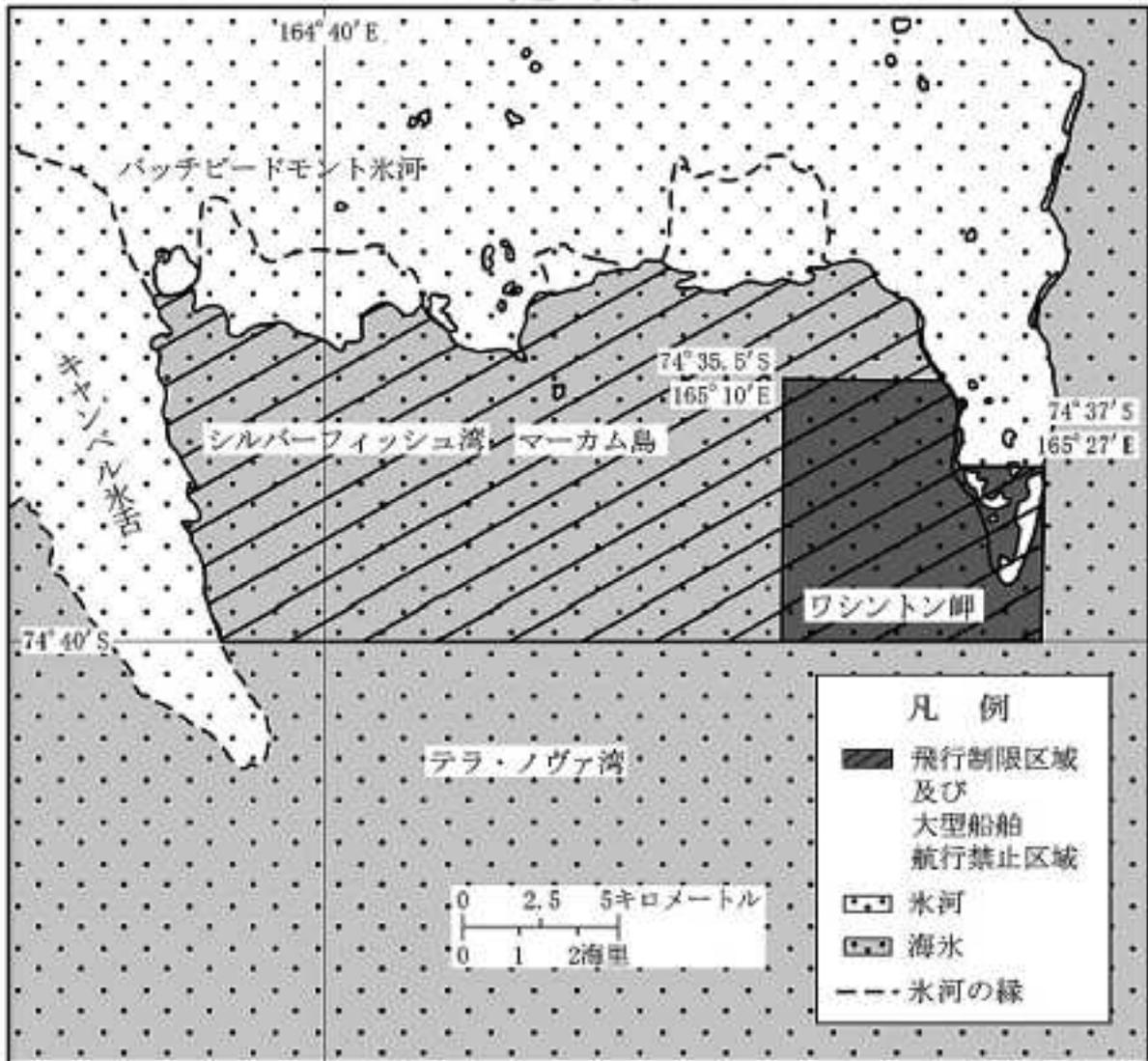
別記第七十二南極特別保護地区の次に次のように加える。

### 第七十三南極特別保護地区

ロス海のテラ・ノヴァ湾のワシントン岬及びシルバーフィッシュ湾

この地区は、南緯74度34分東経164度28分の地点を起点とし、同地点から南緯74度34分の緯度線を東に進み、南緯74度34分東経164度29分の地点に至り、同地点からシールドヌナタクの境界線を東に進み、南緯74度33分54秒東経164度31分30秒の地点に至り、同地点からシルバーフィッシュ湾の海岸線を東に進み、南緯74度35分20秒東経164度53分の地点に至り、同地点からクロス湾の海岸線を東に進み、南緯74度37分東経165度22分の地点に至り、同地点から南緯74度37分の緯度線を東に進み、南緯74度37分東経165度27分の地点に至り、同地点から東経165度27分の経度線を南に進み、南緯74度40分東経165度27分の地点に至り、同地点から南緯74度40分の緯度線を西に進み、南緯74度40分東経164度33分の地点に至り、同地点からキャンベル氷舌の境界線を北北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



別表第四の八十六の項の次に次のように加える。

八十七	ドローニングモードランドのシューマツハオアシスにおける最初の常設ドイツ南極観測基地ジョージフオスター跡地	南緯七十度四十六分三十九秒東 経十一度五十一分三秒
八十八	クドリヨシヨフ教授の複合掘削施設	南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分
八十九	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴア探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された頂上野営地	南緯七十七度三十分二十一秒東 経百六十七度十分十三秒
九十	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴア探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された中腹野営地E	南緯七十七度三十分二十一秒東 経百六十七度九分十五秒

別表第六第八南極特別保護地区の項第六号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなつたときは、速やかに当該工作

物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同項第七号中「西経六十四度八分五十四秒」を「西経六十四度八分五十五秒」に改める。

別表第六第十七南極特別保護地区の項第六号の表中「四百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同項第八号中「南緯六十七度四十六分九秒西経六十八度五十三分三十二秒」を「南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十秒」に、「南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分二秒」を「南緯六十七度四十六分二十六秒西経六十八度五十三分一秒」に改める。

別表第六第二十三南極特別保護地区の項第四号中「七百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同項第五号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。

別表第六第三十二南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「必要不可欠な管理

活動、教育活動又は普及啓発活動」に改め、同項第五号中「除き、」の下に「原則として、」を加え、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第三十二南極特別保護地区の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	十メートル
ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	五メートル
マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル

別表第六第三十四南極特別保護地区の項第五号中「なお」を「また」に改め、「すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加える。

別表第六第三十五南極特別保護地区の項第八号中「当該」を「原則として、当該」に改める。

別表第六第三十七南極特別保護地区の項第三号中「三百メートル」を「九百三十メートル」に改め、同項第四号中「七百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。

別表第六第三十七南極特別保護地区の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 航空機は当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。

別表第六第三十八南極特別保護地区の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九

号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 当該地区内では爆発物を使用しないこと。

別表第六第三十八南極特別保護地区の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。

別表第六第四十三南極特別保護地区の項第四号中「航空機」を「原則として、航空機」に改め、同項第六号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第四十七南極特別保護地区の項中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰

り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

別表第六第四十七南極特別保護地区の項第五号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第五十一南極特別保護地区の項中第八号を第十三号とし、第七号を第十二号とし、同項第六号中「又は植物」を「植物又は微生物」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十 当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの営巣地から十メートル以内に近づかないこと。

十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第五十一南極特別保護地区の項中第五号を第七号とし、同項第四号中「なお」を「また」に改め、「すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 原則として、当該地区内では野営しないこと。

別表第六第五十一南極特別保護地区の項第三号中「航空機」を「原則として、航空機」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第五十四南極特別保護地区の項中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「管理区域内」を「原則として、管理区域内」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「管理区域内」を「原則として、管理区域内」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「管理区域内」を「原則として、管理区域内」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第五十六南極特別保護地区の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第十四号を第十六号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り下げる。

別表第六第六十南極特別保護地区の項第五号を削る。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第六十一南極特別保護地区の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第六十一南極特別保護地区の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該地区への立入りは海上、海氷上又は空から行うこと。

別表第六第七十南極特別保護地区の項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰

り下げ、同項第四号中「こと。」の下に「また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 露頭へは、徒歩で移動すること。

別表第六第七十二南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十三南極特別保護地区	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、アプテノデュケス・フォルステリ（コウテイペンギン）又はレプトニュコテス・ウエデルリ（ウェッデルアザシ）の集団から百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>四 原則として、航空機は、四月一日から翌年の一月一日まで、別記の地図上に示され</p>
--------------	--

---

た区域の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。

五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュケス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニユコテス・ウエデルリ（ウエツデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。

六 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。

七 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶は当該地区内を航行しないこと。なお、別記に示す地区内では、大型船舶は航行しないこと。

八 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶はペンギンの通路から上陸しないこと。

---

(施行期日)

附 則

- 九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
- 十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
- 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）

第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をどうかの処分がなされていらないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。